

事務連絡
令和2年4月15日

近畿中部防衛局総務課長
各地方防衛局労務対策官 殿
各地方防衛事務所労務対策官

防衛省地方協力局労務管理課
課長補佐(雇用管理担当)

駐留軍等労働者が新型コロナウイルスに感染したこと等における
管理休暇の取扱い等について

標記について、在日米軍司令部と調整し、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないように措置をお願いします。

なお、「駐留軍等労働者が新型コロナウイルスに感染したこと等における管理休暇の取扱い等について（令2. 3. 23付事務連絡）」は、廃止します。

記

- 1 駐留軍等労働者が新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という）に感染し、防疫のため隔離された場合には、管理休暇が付与されること。その場合における部隊への復帰は、日本の保健所等が発行する、隔離が終了した証明を監督者又は米軍人事部担当者に提出する必要があること。
- 2 駐留軍等労働者がアメリカ疾病予防管理センター（CDC）によるレベル2及びレベル3指定地域（以下「指定地域」という。）（※1）に滞在（空港、海路での中継も含む）した場合には、当該指定地域を出国した日から起算して14日間までは、部隊及び軍事施設から隔離されること。
- 3 駐留軍等労働者が指定地域に滞在した又はCOVID-19に感染した他者と濃厚接触（※2）した場合には、直近の濃厚接触があった日から起算して14日間までは、部隊及び軍事施設から隔離されること。
- 4 上記1～3に該当する場合には、部隊の復帰に米側公衆衛生担当の確認と許可が必要となること。米側公衆衛生担当の許可が出るまでは、管理休暇が付与されること。
- 5 上記2及び3に該当する場合には、帰国もしくはその接触があったときから、24時間以内に「帰国者・接触者相談センター」と監督者又は米軍人事部担当者に通知した上で、指示を受ける必要があること。

- 6 上記2及び3に該当する場合には、在宅勤務等となること。在宅勤務等が不可能な場合には、当該期間について管理休暇が付与されること。
- 7 駐留軍等労働者がCOVID-19に関連し、交通手段が断たれたことにより欠勤する場合には、管理休暇が付与されること。
- 8 駐留軍等労働者が自らCOVID-19の検査を受診する場合には、管理休暇が付与されないこと。
- 9 駐留軍等労働者がCOVID-19と一致する症状（発熱、咳、呼吸困難など）があり、各監督者又は職場責任者が判断し、自宅での安静・療養となった場合には、傷病休暇として整理されること。この場合には、医師の診断書は不要であること。
- 10 COVID-19に関する対応として、臨時休業した小学校等に通う満12歳以下の子もしくは満13歳以上の障害のある子で、その子の世話を保護者として行うことが必要となり、かつ、在宅勤務や時間変更等の措置がなされない駐留軍等労働者に対しては、各監督者又は職場責任者の判断により、管理休暇が付与されること。その対象期間は、令和2年3月2日から子が通う小学校等が定める学年末における休業日（春休みの開始日）の前日までとなり、各小学校等が定めている休業日は対象外（※3）であること。

なお、当該期間において、既に上記対象となる子の世話のために他の休暇を取得した駐留軍等労働者については、本人の申出により、遡って管理休暇へ切り替えられること。

また、対象期間は子の通う小学校等が定める学年末における休業日の前日までであるから、それ以降の休業日については、管理休暇は付与されないこと。
- 11 令和2年3月30日以降、職場への出勤縮小に伴って在宅勤務等による対応が困難な場合には、在日米軍司令官が最終決定をするまでの間、管理休暇が付与されること。
- 12 駐留軍等労働者から、管理休暇に関する問合せがあった際には、監督者又は米軍人事部担当者と調整の上、回答すること。
- 13 各米軍施設司令官は公衆衛生の観点から、日本国内の特定の地域を「指定地域」とすることも有り、また状況に応じての個々の米軍施設への入門制限を設ける場合があるので留意すること。

※1 「指定地域」とは、アメリカ疾病予防管理センター（CDC）が指定する、渡航に対する注意レベルに応じた地域のことをいう。詳細は、下記ホームページを参照のこと。

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/notices>

※2 「濃厚接触」とは、対面で人と人の距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度）が、会話などで一定時間程度続き、多くの人々との間で交わされる環境で接触があることをいう。詳細は、厚生労働省ホームページを参照のこと。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

※3 例えば、土曜日や日曜日、代休など、子が通う小学校等が当初から指定している休業日は、管理休暇の対象外となる。

以 上